○高松市医療費助成条例

昭和49年３月30日条例第17号

改正

昭和50年３月24日条例第14号

昭和51年３月29日条例第８号

昭和52年３月29日条例第７号

昭和55年３月27日条例第12号

昭和56年12月25日条例第43号

昭和57年３月27日条例第７号

昭和57年12月27日条例第41号

昭和58年３月28日条例第２号

昭和59年12月25日条例第30号

平成４年３月27日条例第15号

平成５年３月25日条例第10号

平成６年12月22日条例第53号

平成11年３月29日条例第４号

平成11年７月14日条例第23号

平成12年３月27日条例第７号

平成12年12月25日条例第40号

平成13年３月23日条例第12号

平成14年９月27日条例第31号

平成15年３月26日条例第６号

平成17年３月24日条例第11号

平成17年９月22日条例第81号

平成17年12月21日条例第168号

平成19年３月23日条例第23号

平成19年12月26日条例第77号

平成20年３月26日条例第８号

平成23年３月25日条例第９号

平成23年７月15日条例第30号

平成24年３月27日条例第24号

平成25年12月25日条例第67号

平成26年３月28日条例第14号

平成26年４月１日用字用語整備施行

平成26年９月29日条例第43号

平成26年12月25日条例第63号

高松市医療費助成条例

（目的）

第１条　この条例は、子ども、障害者及びひとり親家庭等に係る医療費を助成することにより、子ども、障害者及びひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　子ども　15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

（２）　障害者　次のアからウまでのいずれかに該当する者で、それぞれアからウまでの手帳（ア及びウの手帳にあっては、それぞれア及びウの記載に係るもの）の交付を受けた日における年齢が65歳未満であったものをいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が１級、２級、３級又は４級である者として記載されている者

イ　規則で定める判定機関において知的障害と判定され、療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者

ウ　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定に基づき交付を受けた戦傷病者手帳に恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則別表第４を含む。）に該当する者として記載されている者

（３）　ひとり親家庭の父又は母　次のアからクまでのいずれかに該当する者であって、現に児童を扶養（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。）しているものをいう。

ア　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下

同じ。）と死別した者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの

イ　離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの

ウ　配偶者の生死が明らかでない者

エ　配偶者から遺棄されている者

オ　配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者

カ　配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者

キ　配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者

ク　婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしていないもの

（４）　ひとり親家庭の児童　ひとり親家庭の父又は母が現に扶養している児童をいう。

（５）　養育者　父母のない児童を扶養する者であって、現に婚姻をしていないものをいう。

（６）　父母のない児童　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）附則第３条に規定する父母のない児童のうち、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は次号ア若しくはイのいずれかに該当する者をいう。

（７）　児童　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は20歳未満の者で次のいずれかに該当するものをいう。

ア　児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第１に定める程度の障害の状態にある者

イ　次のいずれかに該当する学校に在学している者

（ア）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する高等学校（同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

（イ）　学校教育法第１条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第１項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

（ウ）　学校教育法第１条に規定する高等専門学校（第４学年以上の学年を除く。）

（エ）　学校教育法第１条に規定する特別支援学校の高等部

（オ）　学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程

（８）　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。

（9）　介護者　障害者の配偶者、扶養義務者（民法第877条第１項に定める扶養義務者をいう。次条第４号において同じ。）その他の者で、障害者と同居し、主として介護するものをいう。

（10）　医療費　規則で定める医療保険各法（以下「各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給を除く。以下単に「医療に関する給付」という。）を受けたときに、当該医療に関する給付を受けた者が負担し、又は負担すべき費用をいう。

（助成の対象）

第３条　この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、子ども、障害者並びにひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童で、次に掲げる要件に該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

（1）　市内に住所を有すること。

（2）　医療に関する給付を受けることができること。

（3）　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けていないこと。

（4）　障害者又はひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童（以下この号において「障害者等」という。）にあっては、障害者等又はその扶養義務者で障害者等の生計を維持するもの若しくは配偶者の所得が、それぞれ規則で定める限度額を超えていないこと。

（医療費の助成及び助成の額）

第４条　市は、対象者が医療に関する給付（子どものうち12歳に達する日以後の最初の４月１日から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者にあっては、病院又は診療所への入院に係るものに限る。）を受けたときは、当該医療費の全部又は一部を助成することができる。

２　対象者に対して助成する医療費の額は、病院、診療所、薬局又はその他の者（以下これらを「医療機関」という。）において当該対象者が負担し、又は負担すべき額とする。ただし、各法の規定により付加給付を受けることができるとき、又は法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療の給付が行われたときは、その給付額を控除した額とする。

（助成の申請等）

第５条　対象者は、この条例による医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、第７条第１項本文に規定する助成については、次条第１項の規定により医療証の交付を受けた後は、申請を要しない。

２　対象者は、第７条第１項ただし書に規定する医療費の助成については、医療に関する給付を受けた月分ごとに、市長に申請しなければならない。

３　市長が対象者について特別の理由があると認めるときは、保護者又は介護者は、対象者に代わって前項の規定による申請をし、又は医療費の助成を受けることができる。

４　前２項の規定にかかわらず、高齢者医療確保法に規定する医療に関する給付を受ける対象者に係る医療費の助成の申請については、市長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより行うことができる。

（医療証及び受給資格者証）

第６条　市長は、この条例による医療費の助成を受ける資格を証するため、前条第１項本文の規定による申請をした対象者に医療証（高齢者医療確保法に規定する医療に関する給付を受ける対象者には受給資格者証）を交付する。

２　前項の規定により医療証の交付を受けた対象者は、医療機関で診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、次条第１項ただし書の規定による支払を受ける場合は、この限りでない。

（助成の方法）

第７条　対象者に対する医療費の助成は、助成する額を医療機関に支払うことにより行う。ただし、高齢者医療確保法に規定する医療に関する給付を受けた場合、各法に規定する療養費又は療養費に相当する家族療養費の支給を受けた場合その他規則で定める場合においては、助成する額を対象者に支払うことにより行うものとする。

２　市長は、医療機関又は対象者から医療費の助成に関する請求があったときは、法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定等に照らして審査の上、支払うものとする。

３　市長は、前項の規定による医療機関の請求に係る審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（助成費の返還等）

第８条　市長は、対象者が第三者の行為による傷病について損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

２　市長は、偽りその他の不正行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和49年４月１日から施行する。ただし、幼児に係る医療費の助成については、昭和49年７月１日から施行する。

（高松市乳児に対する医療費助成条例等の廃止等）

２　次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（１）　高松市乳児に対する医療費助成条例（昭和46年高松市条例第13号）

（２）　高松市老人に対する医療費助成条例（昭和46年高松市条例第21号）

３　この条例施行の際、現に旧条例の規定により医療証の交付を受けている者は、この条例による医療証の交付を受けたものとみなす。

（塩江町の編入に伴う経過措置）

４　塩江町の編入の日（次項から附則第７項までにおいて「編入日」という。）前に次に掲げる条例（以下「塩江町条例」と総称する。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（１）　塩江町乳幼児・児童医療費助成に関する条例（昭和48年塩江町条例第８号）

（２）　塩江町重度心身障害者等医療費支給に関する条例（昭和49年塩江町条例第８号）

（３）　塩江町母子家庭等医療費支給に関する条例（昭和51年塩江町条例第16号）

５　塩江町内に住所を有していた者が編入日前に受けた医療に関する給付並びに高松市塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第１号、塩江町安原下第２号及び塩江町安原下第３号の区域（以下「旧塩江町区域」という。）内に住所を有する者が平成17年９月30日までに受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、塩江町条例の例による。

６　編入日の前日において塩江町の区域内に住所を有し、かつ、塩江町乳幼児・児童医療費助成に関する条例第２条第１項に規定する乳幼児・児童であった者で、引き続き旧塩江町区域内に住所を有するもの（第３条の規定による医療費の助成の対象となる乳幼児を除く。）が平成17年10月１日から平成23年３月31日までの間に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、塩江町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の例による。

７　編入日の前日において塩江町の区域内に住所を有し、かつ、塩江町重度心身障害者等医療費支

給に関する条例第３条第１項及び第２項に規定する対象者であった者で、引き続き旧塩江町区域内に住所を有するものが平成17年10月１日から平成18年３月31日までの間に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、塩江町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の例による。

（牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置）

８　牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入の日（次項から附則第11項までにおいて「編入日」という。）前に次に掲げる条例（以下「５町条例」と総称する。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（１）　牟礼町医療費助成に関する条例（平成15年牟礼町条例第11号）

（２）　庵治町乳幼児等の医療費助成に関する条例（昭和48年庵治町条例第１号）

（３）　庵治町重度心身障害者等医療費支給に関する条例（昭和49年庵治町条例第15号）

（４）　庵治町母子家庭等医療費支給に関する条例（昭和51年庵治町条例第12号）

（５）　香川町医療費助成条例（平成15年香川町条例第13号）

（６）　香南町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和48年香南町条例第16号）

（７）　香南町重度心身障害者等医療費支給に関する条例（昭和49年香南町条例第22号）

（８）　香南町母子家庭等医療費支給に関する条例（昭和51年香南町条例第11号）

（９）　国分寺町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和48年国分寺町条例第１号）

(10)　国分寺町重度心身障害者等医療費支給に関する条例（昭和49年国分寺町条例第10号）

(11)　国分寺町母子家庭等医療費支給に関する条例（昭和51年国分寺町条例第14号）

９　牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の区域内に住所を有していた者が編入日前に受けた医療に関する給付並びに高松市牟礼町大町、牟礼町原、牟礼町牟礼、庵治町、香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第１号、香川町安原下第３号、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家の区域（以下「旧５町区域」という。）内に住所を有する者が平成18年１月31日までに受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ旧５町区域に適用されていた５町条例の例による。

10　編入日の前日において庵治町の区域内に住所を有し、かつ、庵治町乳幼児等の医療費助成に関する条例第２条第１項に規定する乳幼児等であった者で、引き続き高松市庵治町の区域内に住所

を有するもの（第３条の規定による医療費の助成の対象となる乳幼児を除く。）が平成18年２月１日から平成23年３月31日までの間に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、庵治町乳幼児等の医療費助成に関する条例の例による。

11　編入日の前日において牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の区域内に住所を有し、かつ、次の各号に掲げる者であった者で、引き続き当該各号に掲げる区域内に住所を有するものが平成18年２月１日から同年３月31日までの間に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、この条例の規定にかかわらず、当該各号に掲げる条例の例による。

（１）　牟礼町医療費助成に関する条例第２条第３号に規定する心身障害者（身体障害者福祉法第15条第４項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が４級である者として記載されている者又は療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けた者で同要綱第４に定める障害の程度がＢのものに限る。第３号において同じ。）　高松市牟礼町大町、牟礼町原及び牟礼町牟礼の区域

（２）　庵治町重度心身障害者等医療費支給に関する条例第２条各号のいずれかに該当する者（同条例第５条第３項の規定の適用を受ける者に限る。）　高松市庵治町の区域

（３）　香川町医療費助成条例第２条第２号に規定する心身障害者　高松市香川町浅野、香川町大野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町寺井、香川町東谷、香川町安原下第１号及び香川町安原下第３号の区域

（４）　香南町重度心身障害者等医療費支給に関する条例第３条第１項ただし書に規定する身体障害者手帳４級該当者等　高松市香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井及び香南町吉光の区域

（５）　国分寺町重度心身障害者等医療費支給に関する条例第２条第４号に規定する者　高松市国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新名、国分寺町新居及び国分寺町福家の区域

附　則（昭和50年３月24日条例第14号）

この条例は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和51年３月29日条例第８号）

この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年３月29日条例第７号）

この条例は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月27日条例第12号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年12月25日条例第43号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、昭和57年１月診療分に係る医療費の助成から適用し、同月前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（昭和57年３月27日条例第７号）

この条例は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年12月27日条例第41号）

1　この条例は、昭和58年２月１日から施行する。

2　この条例による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、昭和58年２月診療分に係る医療費の助成から適用し、同月前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（昭和58年３月28日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年２月１日から適用する。

附　則（昭和59年12月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例の規定は、昭和59年10月診療分に係る医療費の助成から適用する。

附　則（平成４年３月27日条例第15号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月25日条例第10号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年12月22日条例第53号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の高松市医療費助成条例の規定（第４条第３項中老人が負担した額から老人保健法第46条の５の２第２項に規定する厚生大臣が定める額に相当する額を控除する部分を除く。）は、平成６年10月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成11年３月29日条例第４号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年７月14日条例第23号）

（施行期日）

1　この条例中第２条の改正規定及び次項の規定は平成11年10月１日から、第４条の改正規定及び

附則第３項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第２条の規定は、平成11年10月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3　改正後の第４条の規定は、平成11年７月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月27日条例第７号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月25日条例第40号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年３月23日条例第12号）

改正

平成14年９月27日条例第31号

（施行期日等）

1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第１条並びに次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、平成13年１月１日から適用する。

（経過措置）

3　第１条の規定による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、平成13年１月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4　第２条の規定による改正後の高松市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（昭和８年３月31日以前に出生した者に係る医療費の助成の特例）

5　昭和８年３月31日以前に出生した者に係る医療費の助成については、第２条の規定による改正前の高松市医療費助成条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条の規定による改正前の高松市医療費助成条例第４条第３項中「厚生労働大臣が定め

る算定方法により算定した額」とあるのは、「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第28条第１項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」とする。

附　則（平成14年９月27日条例第31号）

（施行期日）

1　この条例は、平成14年10月１日から施行する。

（高松市医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正）

2　高松市医療費助成条例の一部を改正する条例（平成13年高松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成15年３月26日条例第６号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月24日条例第11号）

1　この条例は、平成17年８月１日から施行する。

2　改正後の高松市医療費助成条例の規定は、平成17年８月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成17年９月22日条例第81号）

この条例は、平成17年９月26日から施行する。

附　則（平成17年12月21日条例第168号）

この条例は、平成18年１月10日から施行する。

附　則（平成19年３月23日条例第23号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年12月26日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月26日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成20年８月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第２条の規定による改正後の高松市医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の日の前日において第２条の規定による改正前の高松市医療費助成条例第２条第２号に規定する障害者であった者で、引き続き新条例第２条第２号アからウまでのいずれかに該当するものは、同号に規定する障害者とみなす。

附　則（平成23年３月25日条例第９号）

（施行期日）

1　この条例は、平成23年８月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、同年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の高松市医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3　施行日の前日において改正前の高松市医療費助成条例（次項において「旧条例」という。）第２条第３号に規定する母子であった者で、引き続き新条例第２条第３号から第６号までのいずれかに該当するものは、それぞれ同条第３号に規定するひとり親家庭の父又は母、同条第４号に規定するひとり親家庭の児童、同条第５号に規定する養育者又は同条第６号に規定する父母のない児童とみなす。

（準備行為）

4　この条例の施行の際、旧条例第３条に規定する要件に該当しない者で、新条例第３条に規定する要件に該当し、新条例第４条の規定による医療費の助成を受けようとするものは、施行日前においても、新条例第５条第１項の規定の例により、その申請をすることができる。

附　則（平成23年７月15日条例第30号）

1　この条例は、平成23年８月１日から施行する。

2　改正後の高松市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月27日条例第24号）

1　この条例は、平成24年８月１日から施行する。

2　改正後の第４条第１項及び第７条第２項の規定は、平成24年８月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成25年12月25日条例第67号）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

2　改正後の高松市医療費助成条例の規定は、平成26年４月１日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月28日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年８月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、同年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の高松市医療費助成条例（以下「新条例」という。）第５条第２項及び第７条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3　新条例第２条第１号の３に規定する小児に係る新条例第６条第１項の規定による医療証の交付を受けようとする者は、施行日前においても、新条例第５条第１項及び第３項の規定の例により、その申請をすることができる。

附　則（平成26年９月29日条例第43号）

この条例は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成26年12月25日条例第63号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、同年２月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の高松市医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同

日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3　新条例第２条第１号に規定する子ども（改正前の高松市医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第２条第１号の２に規定する乳幼児又は12歳に達する日以後の最初の４月１日から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者であって、旧条例第６条第１項の規定による医療証の交付を受けているものを除く。）であって、新条例第６条第１項の規定による医療証の交付を受けようとする者は、施行日前においても、新条例第５条第１項の規定の例により、その申請をすることができる。